高山市水道水源保全条例施行規則

(目的)

- 第1条 この規則は、高山市水道水源保全条例(平成26年高山市条例第15号。以下「条例」という。)第19条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (用語の定義)
- 第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。 (水源地域の指定等)
- 第3条 条例第7条第1項に規定する水源地域の指定については、次の基準によるものとする。
 - (1) 地表水を取水している水源の水源地域は、降雨がその取水地点に流入する流域(以下「集水区域」という。)を基準として、各水源及びその流域の現状を考慮して定めた区域とする。
 - (2) 地下水を取水している水源の水源地域は、取水地点に係る集水区域と取水地点を中心とした 半径4kmの区域が重なる地域及び取水地点を中心とした半径0.5kmの区域を加えた地域 を基準として、各水源及びその流域の現状を考慮して定めた区域とする。

(届出)

- 第4条 条例第8条第1号に規定する取水行為を行うもの又は既に届出した内容を変更しようとするものは、取水のための事業着手の60日前までに、水道水源保全に係る取水届出書(別記様式第1号)に次の書類を添えて届出しなければならない。
 - (1) 動力を用いて取水行為を行うものについては、取水により水源へ影響を与えないことを証明 する調査結果
- 2 条例第8条第2号に規定する排水行為を行うもの又は既に届出した内容を変更しようとするものは、事業着手の60日前までに、水道水源保全に係る排水届出書(別記様式第2号)に次に掲げる書類を添えて届出しなければならない。
 - (1) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する 特定施設を設置しようとする場合
 - ア 特定施設の構造(法施行規則様式第1の別紙1の写し)
 - イ 特定施設の使用の方法(法施行規則様式第1の別紙2の写し)
 - ウ 汚水等の処理の方法(法施行規則様式第1の別紙3の写し)
 - エ 排出水の汚染状態及び量(法施行規則様式第1の別紙4の写し)
 - オ 排出水の排水系統別の汚染状態及び量(法施行規則様式第1の別紙5の写し)
 - カ 排出水により水源へ影響を与えないことを証明する調査結果
 - (2) 法第2条第8項に規定する有害物質使用特定施設を設置しようとする場合
 - ア 有害物質使用特定施設の構造(法施行規則様式第1の別紙7の写し)
 - イ 有害物質使用特定施設の使用の方法(法施行規則様式第1の別紙8の写し)
 - ウ 汚水等の処理の方法(法施行規則様式第1の別紙9の写し)

- エ 特定地下浸透水の浸透の方法(法施行規則様式第1の別紙10の写し)
- オ 特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統(法施行規則様式第1の別紙11の写し)
- カ 排出水により水源へ影響を与えないことを証明する調査結果
- (3) 岐阜県公害防止条例(昭和43年岐阜県条例第35号。以下「県条例」という。)第33条に 規定する汚水等に係る特定施設を設置しようとする場合
 - ア 特定施設の構造(県条例施行規則第7号様式の別紙1の写し)
 - イ 特定施設の使用の方法(県条例施行規則第7号様式の別紙2の写し)
 - ウ 汚水等の処理の方法(県条例施行規則第7号様式の別紙3の写し)
 - エ 排出水の汚染状態及び量(県条例施行規則第7号様式の別紙4の写し)
 - オ 排出水により水源へ影響を与えないことを証明する調査結果
- 3 水源地域に指定される以前より条例第8条に規定する行為を水源地域内で行っているものに係る前2項の届出において、水源への影響がないことが明らかである場合は、第1項第1号又は前項第1号カ、第2号カ若しくは第3号オの書類の添付を省略することができる。

(井戸設置届)

第5条 条例第9条に規定する井戸を利用して地下水の取水を行うもの又は既に届出した内容を変更しようとするものは、前条の届出に併せて井戸設置(変更・廃止)届(別記様式第3号)を届出しなければならない。

(報告)

- 第6条 条例第10条に規定する報告は、取水に係る報告書(別記様式第4号)により、毎年4月 末日までに行うものとする。この場合において、取水量の測定方法については、条例第8条の規 定による届出時に市長と協議しなければならない。
- 2 条例第11条第1号に規定する報告は、排水に係る報告書(別記様式第5号)により、毎年4 月末日までに行うものとする。この場合において、排水量の測定方法については、条例第8条の 規定による届出時に市長と協議しなければならない。
- 3 条例第11条第2号に規定する報告は、水質検査結果報告書(別記様式第6号)により、毎年 4月末日まで行うものとする。

(身分証明書)

- 第7条 条例第14条第2項に規定する証明書は、立入調査員証(別記様式第7号)とする。 (協定締結)
- 第8条 条例第15条に規定する協定は、高山市水道水源保全に関する協定書(別記様式第8号) とする。
- 2 条例第12条に規定する取水行為者等は、当該行為を行う前に、前項に規定する協定を市長と 締結しなければならない。ただし、水源地域に指定される以前より条例第8条に規定する行為を 水源地域内で行っているものに係る協定締結期限は、当該地域が水源地域となった日から60日

以内とする。

(公表の方法)

- 第9条 条例第17条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について市ホームページ等に掲載して行うほか、市長が必要と認める手段により行うものとする。
 - (1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、住所及び代表者の氏名)
 - (2) 違反の内容又は勧告の内容及び勧告に従わない事実

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条から第9条まで及び次項の規定は、平成 27年4月1日から施行する。

(高山市水源保全に関する条例施行規則の廃止)

2 高山市水源保全に関する条例施行規則(平成17年高山市規則第38号)は、廃止する。

(あて先)

高山市長

住 所 (所在地) 届出者 氏 名 (名称) (法人にあっては、その住所及び代表者の氏名)

水道水源保全に係る取水届出書

高山市水道水源保全条例第8条の規定により下記のとおり届出します。

記

	(住所)
取水行為者の住所、氏名、連絡先	(氏名)
	(連絡先)
取水場所	位置図を添付してください
取水施設の構造	取水施設の構造図を添付してください
計画取水量	m³/日 m³/月
取水目的、用途	

※動力を用いて取水行為を行うものについては、取水により水源へ影響を与えないことを 証明する調査結果を添付してください。

(あて先) 高山市長

住 所 (所在地)

届出者 氏 名(名称)

印

(法人にあっては、その住所及び代表者の氏名)

水道水源保全に係る排水届出書

高山市水道水源保全条例第8条の規定により下記のとおり届出します。

記

	(住所)
排水行為者の住所、氏名、連絡先	(氏名)
	(連絡先)
施設の種類	
施設の構造、設備	※1 の写しを添付してください
施設の使用方法	※2 の写しを添付してください
汚水等の処理方法	※3 の写しを添付してください
排水場所	位置図を添付してください
汚染状態及び計画排水量	※4 の写しを添付してください
系統別汚染状態及び計画排水量	
	※5 の写しを添付してください

※排出水により水源へ影響を与えない事を証明する調査結果を添付してください。

※1: 水質汚濁防止法施行規則様式第1の別紙1又は別紙7又は岐阜県公害防止条例施行規則第7号様式の別紙1

※2: 水質汚濁防止法施行規則様式第1の別紙2又は別紙8又は岐阜県公害防止条例施行規則第7号様式の別紙2 ※3: 水質汚濁防止法施行規則様式第1の別紙3又は別紙9又は岐阜県公害防止条例施行規則第7号様式の別紙3

※4: 水質汚濁防止法施行規則様式第1の別紙4又は別紙10又は岐阜県公害防止条例施行規則第7号様式の別紙4

※5: 水質汚濁防止法施行規則様式第1の別紙5又は別紙11

(あて先) 高山市長

住 所 (所在地) 届出者 氏 名 (名称)

(EJJ)

(法人にあっては、その住所及び代表者の氏名)

井戸設置(変更・廃止)届

井戸を設置(変更・廃止)したので、高山市水道水源保全条例第9条の規定により下記のとおり 届出します。

記

届出	内容	設置	•	変更	•	廃止	
工事	完了年月日		年	月	月		
使用	開始(終了)年月日		年	月	月		
	設置場所						
	口径						
井戸	深さ						
	ストレーナーの位置	上限		m 下阴	₹		m
	地下水位の計測の可否		可	•	否		
	設置場所						
	設置数						
揚水	型式						
水機	吐出口の口径						mm
	吐出口の断面積	吐出口が2以上ある		cm^2			
	能力		kv	W			m³/分
1日当たりの最大揚水量							m^3/\Box
工事	施工業者						
※整	理番号	※受付年月日					

備考

- 1 次の図面を添付してください。
 - (1) 井戸の位置を示す図面
 - (2) 地質柱状図(設置、変更の届出の場合)
 - (3) 揚水機の性能曲線(設置、変更の届出の場合)
- 2 井戸の深さ及びストレーナーの位置は、地表からの深さを記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

(あて先) 高山市長

 住 所 (所在地)

 報告者 氏 名 (名称)
 印

 (法人にあっては、その住所及び代表者の氏名)

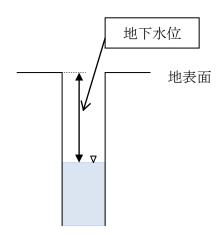
取水に係る報告書

高山市水道水源保全条例第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
取水量 (㎡/月)												
地下水位(m)												

※地下水位は、下図の様に平衡水位を地表からの深さで計測してください。



(あて先) 高山市長

排水に係る報告書

高山市水道水源保全条例第11条の規定により下記のとおり報告します。

記

	排水系統	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
排水量 (㎡/月)													

※排水量は、届出書に記載された排水系統別(排出先別)に報告してください。

(あて先) 高山市長

水質検査結果報告書

高山市水道水源保全条例第11条の規定により下記のとおり報告します。

記

		排水系統						
	排出先項目							
汚迩								
汚染状態								

※水質検査結果は、届出書に記載された排水系統別(排出先別)に報告してください。

(表 面)

第号

立入調査員証

次の者は、高山市水道水源保全条例第14条第1項の規定による立入調査を行う職員であることを証明する。

所属

職名

氏名

生年月日 年 月 日

年 月 日交付

高山市長

印

(裏 面)

高山市水道水源保全条例(抜粋)

(立入調査等)

- 第14条 市長は、取水行為者等に対して、第12条に規定する遵守事項に関すること及び取水 行為者等より提出された報告内容その他水源地域の保全に関し配慮すべき事項について、必要 に応じて立入調査又は審議会の意見を聴いて助言若しくは指導を行うことができる。
- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(用紙の大きさ 縦 5.7センチメートル ・ 横 9センチメートル)

別記様式第8号(第8条関係)

高山市水道水源保全に関する協定書

高山市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、 高山市が定める水源地域内(高山市 町地内)において、乙が行う取水行為又は排 水行為(以下「行為」という。)について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 地表水及び地下水は、ともに一体となって循環する市民共有の貴重な財産である。この 水源を、甲乙相互の信頼と理解のもとに守り、育み、活かすと同時に将来に引き継ぐため、協 働して保全を図らなければならないことを確認し実行するため協定を締結する。

(遵守事項)

- 第2条 乙は、行為の実施に当り、水道が市民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠く ことのできないものであることを理解し、次に掲げる事項を遵守する。
- (1) 既に届出した内容を変更しようとする時は、事業着手の60日前までに届出を行う。
- (2) 条例第10条及び第11条に規定する報告を行う。
- (3) 水源への影響が懸念されるような取水行為又は排水行為は行わない。
- (4) 地下水を水源とする水源地域内において公共用水域又は地下に排水する場合は、排水に係る環境基準の達成に努める。(1日当たりの平均的な排出水の量が50㎡未満の施設においても環境基準の達成に努める。)
- (5) 地表水を水源とする水源地域内において公共用水域又は地下に排水する場合は、水質汚濁 防止法の排水基準を遵守する。(1日当たりの平均的な排出水の量が50㎡未満の施設におい ても生活環境項目の排水基準を遵守する。)

(報告)

第3条 乙は、取水行為に伴う毎月の取水量、井戸を利用して地下水を取水する場合は毎月の地下水の平衡水位、排水行為に伴う毎月の排水量、排出水の年1回の汚染状況について年1回報告する。

(立入調査等)

第4条 甲は、乙より提出された届出・報告内容等について、必要に応じて立入調査又は指導若しくは助言を行うこととし、乙はこれに協力する。

(個別協議)

第5条 この協定に定めるもののほか、必要な事項はその都度、甲、乙協議の上決定する。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から乙の行なう事業終了の日までとする。以上、 協定の成立を証明するため、本通2通を作成し、甲、乙各自1通を保有する。

年 月 日

甲 高 山 市 高山市長

乙 住 所氏 名